平成２７年（フ）第４６号
徳島県三好市池田町ハヤシ1155番地３
破産者　高倉　　守
1　決定年月日　平成28年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所美馬支部

平成２８年（フ）第１４５号
高知市朝倉丙1950番地１　レオパレスプロムナード104
破産者　尾崎　建治
1　決定年月日　平成28年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第４４号
長崎県東彼杵郡東彼杵町平似田郷1433番地、申立時の住所長崎県東彼杵郡川棚町中組郷1265番地４　プリーザント８　Ａ―102
破産者　多良尾秋人（旧姓重村）
1　決定年月日　平成28年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第１９号
福島県いわき市平字掻槌小路16―９、住民票上の住所函館市梁川町14番３―201号
破産者　佐藤　忠義
1　決定年月日　平成28年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第１４９号
福島県郡山市緑町５番26号　西棟
破産者　巽　　尊司
1　決定年月日　平成28年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第１４３１号
横浜市青葉区桂台１丁目１番地７　ソレイユ桂台Ｃ―102
破産者　末廣　征夫
1　決定年月日　平成28年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２０５号
石川県河北郡津幡町字能瀬ニ38番地12
破産者　ナカイフォトスタジオこと　中井　善二
1　決定年月日　平成28年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３７９号
大津市浜町８番19号
破産者　川合　香苗
1　決定年月日　平成28年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第７１号
大阪市大正区三軒家西１丁目４番６号　サウスコーストプラザ103号、開始決定時の住所京都市右京区西京極大門町17番地４　グラン・シティオ西京極904号
破産者　柳原玄太郎
1　決定年月日　平成28年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１７２号
奈良市あやめ池北３丁目10番７―506号、前住所京都府木津川市山城町平尾西方儀９番地８
破産者　金城　勝昭
1　決定年月日　平成28年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第５７０号
京都市南区吉祥院向田東町27番地　アエリア八条303
破産者　田中　弘幸
1　決定年月日　平成28年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１８号
京都府亀岡市追分町薮ノ下１番地７　エスポワール20　202号室
破産者　池田　淳司
1　決定年月日　平成28年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２８年（フ）第１４９号
奈良市西千代ヶ丘３丁目８番２号、住民票上の住所奈良市学園朝日元町１丁目606番地の21
破産者　横田　信一
1　決定年月日　平成28年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第２０１号
愛媛県松山市水泥町333番地13、住民票上の住所愛媛県松山市井門町209番地４
破産者　立花　浩司
1　決定年月日　平成28年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第５号
福岡県八女市本町419番地１　アローフィールドＢ棟203号
破産者　井上　裕二
1　決定年月日　平成28年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所八女支部

平成２８年（フ）第３０号
佐賀県唐津市八幡町543番地１
破産者　森藤　美保
1　決定年月日　平成28年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２８年（フ）第３２号
宮崎県都城市高崎町縄瀬1470番地12
破産者　段　　政弘
1　決定年月日　平成28年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

平成２７年（フ）第２３６号
埼玉県羽生市東１丁目３番34号
破産者　櫻井　晃一
1　決定年月日　平成28年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部